

全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン(新旧対照表)

現 行	改定案
<p>本プランは、全銀協TIBOR公表要領第8条第1項にもとづき、全銀協日本円・ユーロ円TIBOR(以下、合わせて「全銀協TIBOR」という。)の公表に関し、関係諸施設の被災、停電等の非常事態の発生により、公表要領に定める事務の執行が困難な事態が発生した場合に備える事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について定めるものである。</p> <p>なお、本プランにおける用語の定義については、本プランにおいて定めるほか、「全銀協TIBOR公表要領」に定めるところによるものとする。</p>	<p>本プランは、(仮称)一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関(以下「運営機関」という。)が公表する全銀協日本円 TIBOR およびユーロ円 TIBOR(以下、合わせて「全銀協TIBOR」という。)について、関係諸施設の被災、停電等の事態(以下、「非常事態」という。)の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 TIBOR の算出・公表が困難になる場合に備え、事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について定める。</p> <p>なお、本プランにおける用語の定義については、本プランにおいて定めるほか、運営機関の業務規程および全銀協TIBOR行動規範に定めるところによるものとする。</p>

<p>I. 非常事態の発生に備えた事前の措置</p> <p>1. 関係者等における体制整備</p> <p>リファレンス・バンク、事務代行会社および情報提供会社(以下「関係者」という。)および一般社団法人全国銀行協会(以下「全銀協」という。)は、非常事態の発生に備え、全銀協TIBOR公表事務に係る非常事態発生時の体制整備のための適切な措置(コンティンジェンシー・プランの作成等)を講じるものとする。</p> <p>2. 連絡先リストの作成・送付</p> <p>全銀協は、関係者および全銀協事務局における、全銀協TIBOR事務責任者および担当者の非常事態発生時の連絡先を記載したリストを作成し、関係者に送付する。</p>	<p>1. 非常事態の発生に備えた事前の措置</p> <p>(1)運営機関および関係者における体制整備</p> <p>①運営機関は、何らかの非常事態の発生により、運営機関による全銀協 TIBOR の公表にかかる事務の遂行が困難となる場合に備え、そうした事態が生じた場合に、運営機関の TIBOR 公表にかかる事務を、一般社団法人大阪銀行協会(以下「大銀協」という。)が代行する態勢を整備する。</p> <p>②運営機関、大銀協、リファレンス・バンク、事務代行会社および情報提供会社(以下、リファレンス・バンク、事務代行会社および情報提供会社を総称して「関係者」という。)は、非常事態の発生に備え、非常事態発生時の全銀協TIBOR公表に係る態勢整備のための適切な措置(コンティンジェンシー・プランの作成等)を講じるものとする。</p> <p>(2)連絡先リストの作成・送付</p> <p>運営機関は、運営機関の事務局、大銀協および関係者の非常事態発生時の連絡先を記載したリストを作成し、関係者に送付する。</p>
<p>II. 非常事態発生時に実施する措置</p>	<p>2. 非常事態発生時に実施する措置</p>

<p>1. 非常事態発生時の連絡</p> <p>非常事態が発生した場合、全銀協は、必要に応じ関係者と連絡をとり、状況を把握する。</p> <p>また、非常事態の影響を受けることとなった関係者は、全銀協および事務代行会社にその旨を連絡するものとする。</p> <p>2. 基本的な対応</p> <p>(1) リファレンス・バンクのレート呈示</p> <p>① リファレンス・バンクは、事務代行会社に対し専用回線経由でレート呈示ができない場合には、事務代行会社および全銀協宛に電話回線(電子メール、ファクシミリまたは電話)経由でレートを呈示する。この場合、リファレンス・バンクは、電話回線経由によ</p>	<p>非常事態発生時に実施する措置を以下の通りとする。なお、運営機関が非常事態の影響を受けることとなり、全銀協TIBOR公表にかかる事務を遂行することが困難と判断される場合には、運営機関は大銀協にその事務の遂行を依頼し、大銀協が関係者にその旨を連絡のうえ、その事務を遂行することとする。この場合、本2.(1)(2)および(3)における「運営機関」は、別に定めがない限り、「大銀協」と読み替えて対応するものとする。</p> <p>(1)非常事態発生時の連絡</p> <p>①運営機関は、非常事態が発生した場合には、その状況に応じ、関係者と連絡をとり、状況を把握する。</p> <p>②関係者は、非常事態の影響を受けることより、TIBORの公表に影響が生じる可能性が生じた場合には、運営機関および事務代行会社にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(2)基本的な対応</p> <p>①リファレンス・バンクのレート呈示</p> <p>i)リファレンス・バンクは、事務代行会社に対し専用回線経由でレート呈示ができない場合には、事務代行会社および運営機関宛に電話回線(電子メール、ファクシミリまたは電話をいう。)経由でレートを呈示する。この場合、リファレンス・バンクは、電話回線経</p>
--	--

る全銀協へのレート呈示が完了したことを確認できないときは、レートを全銀協へ持ち込むこととする。

- ② 事務代行会社は、全銀協宛に専用回線・電話回線経由でレートを呈示できない場合（呈示の完了確認ができない場合を含む。）には、レートを全銀協へ持ち込むこととする。

(2) 算出

- ① 全銀協は、現行の公表時刻（正午まで）に間に合う最終締切時刻（11時35分：注）まで、リファレンス・バンクからのレート呈示を待つ。なお、この時点で8行以上の呈示がある場合、現行の公表時刻に公表する。
- ② 11時35分を過ぎてもレート呈示銀行数が8行に満たない場合、14時までの間は、レート呈示銀行数が8行になった時点で全銀協TIBORレートを速やかに算出し、公表する。
- ③ 14時を過ぎてもレート呈示銀行数が8行に満たない場合、17時までの間は、レート呈示銀行が5行以上になった時点で全銀協TIBORレートを速やかに算出し、公表する。

由による運営機関へのレート呈示が完了したことを確認できないときは、レートを運営機関へ持ち込むこととする（運営機関が被災等し、大銀協に全銀協TIBOR公表事務の遂行を依頼した場合を除く。以下のii)においても同じ。）。

- ii) 事務代行会社は、運営機関宛に専用回線・電話回線経由で公表レートを連絡できない場合（呈示の完了確認ができない場合を含む。）には、レートを運営機関に持ち込むこととする。

②算出

- i) 運営機関は、現行の公表時刻（正午まで）に間に合う最終締切時刻（11時35分：注）まで、リファレンス・バンクからのレート呈示を待つ。なお、この時点で8行以上の呈示がある場合、現行の公表時刻に公表する。
- ii) 11時35分を過ぎてもレート呈示を行うリファレンス・バンク数が8行に満たない場合、14時までの間は、呈示を行うリファレンス・バンク数が8行になった時点で全銀協TIBORレートを速やかに算出し、公表する。
- iii) 14時時点で呈示を行うリファレンス・バンク数が8行に満たない場合、17時までの間は、呈示を行うリファレンス・バンク数が3行以上確保できている時点で全銀協TIBORレートを速やかに算出し、公表する。この場合のレート算出方法は、各期間毎に

<p>④ 17時を過ぎてもレート呈示銀行が5行に満たない場合、全銀協TIBORレートの公表を中止し、その旨公表する。</p> <p>⑤ リファレンス・バンクから一部のタームのレートについてのみ呈示があった場合には、本項の算出においては、呈示があったタームのレートについてのみ、レート呈示銀行と看做すものとする。</p> <p>(注)「公表要領」では、11時20分までにレートを呈示することとなっている。</p> <p>(3) 公表</p> <p>① 全銀協は18時までに全銀協TIBORレートを公表する。</p> <p>② 公表は、原則として、通常時と同様、情報提供会社経由とする。</p>	<p>呈示を行うリファレンス・バンク数に応じ、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5行以上の場合：通常どおり、各期間毎に最高2社の値および最低2社の値を除外し、単純平均して算出したレート ・4行の場合：各期間毎に最高1社の値および最低1社の値を除外し、単純平均して算出したレート ・3行の場合：各期間毎に最高1社の値および最低1社の値を除外した、残る1社のレート <p>iv) 17時を過ぎてもレート呈示を行うリファレンス・バンク数が3行に満たない場合、前日の全銀協TIBORレートを当日のレートとして公表するとともに、その旨を公表する。</p> <p>v) リファレンス・バンクから一部のタームのレートについてのみ呈示があった場合には、本項の算出においては、呈示があったタームのレートについてのみ、レート呈示銀行と看做すものとする。</p> <p>(注)「全銀協 TIBOR 行動規範」では、11時20分までにレートを呈示することとなっている。</p> <p>③ 公表</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 運営機関は18時までに全銀協TIBORレートを公表する。 ii) 公表は、原則として、通常時と同様、情報提供会社経由とする。
---	--

<p>③ リファレンス・バンクは、公表された画面において、自行の呈示レートが正しく表示されていることを確認する。仮に誤りがあった場合には、速やかに全銀協に連絡する。</p> <p>④ 全銀協が、情報提供会社からの公表が困難と判断した場合には、銀行会館1階で全銀協TIBORレートを掲示する。併せて全銀協ホームページおよび全銀協業務部において、外部から全銀協TIBORレートの確認が可能となるよう対応する。なお、情報提供会社からの公表が可能になり次第、順次情報提供会社からの公表を実施する。</p>	<p>iii) リファレンス・バンクは、公表された画面において、自行の呈示レートが正しく表示されていることを確認する。仮に誤りがあった場合には、速やかに運営機関に連絡する。</p> <p>iv) 運営機関が、情報提供会社からの公表が困難と判断した場合には、運営機関は銀行会館1階で全銀協TIBORレートを掲示する(運営機関が被災等し、大銀協に全銀協TIBOR公表事務の遂行を依頼した場合を除く)。併せて運営機関のホームページおよび運営機関の事務局において、外部から全銀協TIBORレートの確認が可能となるよう対応する。なお、情報提供会社からの公表が可能になり次第、順次情報提供会社からの公表を実施する。</p>
<p>3. 全銀協のオフィスが非常事態の影響を受けることとなった場合の取扱い</p> <p>全銀協のオフィスが非常事態の影響を受け、上記の事務を遂行することが困難と判断される場合には、全銀協担当者が事務代行会社等に移動して当該事務を遂行することとする。この場合、全銀協は関係者にその旨を連絡するものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>4. 広域大災害発生等の場合の取扱い</p> <p>広域大災害発生時等、上記2. (2)④によらずに全銀協TIBORの</p>	<p>(3)広域大災害発生等の場合の取扱い</p> <p>広域大災害発生時等、上記2. (2)②によらずに全銀協TIBORの公</p>

<p>公表を中止することが適切と判断される場合には、全銀協担当役員がこれを決定し、公表することとする。</p>	<p>表を中止することが適切と判断される場合には、運営機関の担当理事または、これに代わる者として運営機関の理事会が事前に指定する者が公表の中止を決定し、これを公表する。なお、この場合、前日の公表レートを当日の全銀協 TIBOR とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3. 極度の市場ストレスの発生の場合の対応</p> <p>(1) 運営機関は、極度の市場ストレスが発生した場合においても、原則として、全銀協 TIBOR の算出・公表を行う。</p> <p>(2) 上記市場ストレス時において、リファレンス・バンクの一部からレート呈示が行われない等の事態が発生し、11 時 35 分を過ぎても、レートを呈示するリファレンス・バンクが 8 行に満たない場合には、上記2. (2)② ii) から v) の手続により TIBOR の算出を行う。この場合の公表については、上記2. (2)③ i) ii) および(3)に準じる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>4. リファレンス・バンクの減少等の対応</p> <p>運営機関は、上記以外の何らかの事情によってリファレンス・バンクの一部がレート呈示を取りやめ、当日 11 時 35 分を過ぎても、レート呈示を行うリファレンス・バンクが 8 行に満たない場合においては、上記3. (2)に準じて対応する。</p> <p>リファレンス・バンクによるレート呈示の取りやめが継続する場</p>

	<p>合、運営機関はかかる事態を早期に解消するために、リファレンス・バンクの追加等の必要な措置を検討、実施する。</p>
<p>5. 本プランの改正 本プランの改正は、全銀協市場国際委員会の決定によるものとする。</p> <p>6. その他 本プランの運用に必要な事項は、事務取扱要領で定める。 また、事務取扱要領の改正、ならびに、本プランおよび事務取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて、全銀協担当役員が決定することとする。</p> <p>附則 1. このコンティンジェンシー・プランは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>5. 本プランの改正 本プランの改正は、運営機関理事会の決定によるものとする。</p> <p>6. その他 本プランの運用に必要な事項は、事務取扱要領で定める。 また、事務取扱要領の改正、ならびに、本プランおよび事務取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて、運営機関の理事会が決定する。</p> <p>附則 1. このコンティンジェンシー・プランの改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>

以 上